

平成 28 年 4 月 25 日

薬事・食品衛生審議会
食品衛生分科会長 岸 玲子 殿

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会
農薬・動物用医薬品部会長 大野 泰雄

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会
農薬・動物用医薬品部会報告について

平成 28 年 3 月 1 日付け厚生労働省発生食 0301 第 2 号をもって諮問された、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定に基づくフェノブカルブに係る食品規格（食品中の農薬及び動物用医薬品の残留基準）の設定について、当部会で審議を行った結果を別添のとおり取りまとめたので、これを報告する。

フェノブカルブ

今般の残留基準の検討については、魚介類への基準値設定依頼が農林水産省からなされたことに伴い、食品中の農薬等のポジティブリスト制度導入時に新たに設定された基準値（いわゆる暫定基準）の見直しを含め、食品安全委員会において食品健康影響評価がなされたことを踏まえ、農薬・動物用医薬品部会において審議を行い、以下の報告を取りまとめるものである。

1. 概要

(1) 品目名：フェノブカルブ [Fenobucarb (ISO)]

(2) 用途：殺虫剤

カーバメイト系殺虫剤である。コリンエステラーゼ阻害により殺虫作用を示すと考えられている。

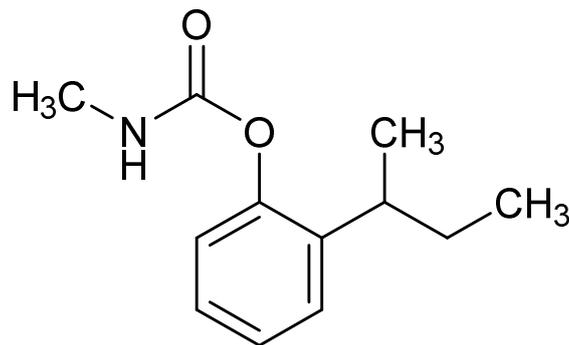
動物用医薬品としても、国内において承認されており、マダニ、ワクモ、動物に寄生するノミ、シラミ等の防除を目的として鶏及び牛等の畜体に直接噴霧・塗布・散布される。また、畜舎周辺のボウフラの防除にも使用される。

(3) 化学名

(*RS*)-2-*sec*-Butylphenyl methylcarbamate (IUPAC)

2-(1-Methylpropyl)phenyl methylcarbamate (CAS)

(4) 構造式及び物性



分子式	$C_{12}H_{17}NO_2$
分子量	207.27
水溶解度	4.2×10^{-1} g/L (20°C)
分配係数	$\log_{10}P_{ow} = 2.67$ (25°C)

2. 適用の範囲及び使用方法

本剤の適用の範囲及び使用方法は以下のとおり。

(1) 農薬としての使用方法

国内での使用方法

① 50.0%フェノブカルブ乳剤

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	フェノブカルブを含む農薬の総使用回数
稲	ツマグロヨコバイ ウンカ類	1000～ 2000倍	60～150 L/10 a	収穫7日前 まで	5回以内	散布	5回以内
小麦	ヒメビウンカ	8倍 30倍	800 mL/10 a 3 L/10 a		1回	空中 散布	1回
なす	シキミイロアザミマ	2000倍	100～300 L/10 a	収穫3日前 まで	3回以内	散布	3回以内
きゅうり ピーマン すいか		1500～ 2000倍		収穫前日 まで			
メロン					4回以内		
さとうきび	クサビミ メイチユ類 カンシヤコバネガカメシ	1000倍	—	収穫30日前 まで	4回以内		4回以内

② 3.0%フェノブカルブ粉剤

作物名	適用病害虫名	使用量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	フェノブカルブを含む農薬の総使用回数
稲	ツマグロヨコバイ ウンカ類	3～4 kg/10 a	収穫7日前 まで	5回以内	散布	5回以内
小麦	ヤギシトビムシ	種子重量の3%	は種前	1回	種子 粉衣	1回

③ 2.0%フェノブカルブ・1.5%マラチオン粉剤

作物名	適用病害虫名	使用量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	フェノブカルブを含む農薬の総使用回数
稲	ウンカ類 カメムシ類 アザミウマ類 イトドオムシ ツマグロヨコバイ	3～4 kg/10 a	収穫7日 前まで	5回以内	散布	5回以内
小麦	ヒメトビウンカ	3 kg/10 a		1回		1回
さとうきび	クサゼミ幼虫	4 kg/10 a	収穫30日 前まで	4回以内	地際散布又は 土壌混和	4回以内
	クサゼミ幼虫 カンシヤコハネナガカメムシ	3～4 kg/10 a			散布	

④ 40.0%フェノブカルブ・30.0%マラチオン乳剤

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	フェノブカルブを含む農薬の総使用回数	
稲	ツマグロヨコバイ ウンカ類 アザミウマ類	1000倍	60～150 L/10 a	収穫7日 前まで	5回以内	散布	5回以内	
なす	アブラムシ類 ミカンキイロアザミウマ	1500倍	100～300 L/10 a	収穫3日 前まで	3回以内		3回以内	
	ミナミキイロアザミウマ	1500～ 2000倍						
きゅうり	アブラムシ類 ミカンキイロアザミウマ	1500倍		1500～ 2000倍				収穫前日 まで
	ミナミキイロアザミウマ	1500～ 2000倍						
ピーマン	ミナミキイロアザミウマ	1500～ 2000倍		4回以内				
メロン								
すいか	ミナミキイロアザミウマ アブラムシ類	3回以内						
みかん	チャノキイロアザミウマ アブラムシ類	1000倍	200～700 L/10 a	収穫30日 前まで	5回以内			5回以内
	ウスカワマイ	600倍						
たまねぎ	ネギアザミウマ	800～ 1000倍	100～300 L/10 a	収穫7日 前まで	3回以内	3回以内		
葉たまねぎ		1000倍		収穫21日 前まで				

④ 40.0%フェノブカルブ・30.0%マラチオン乳剤（つづき）

作物名	適用場所	適用病害虫名	使用量	使用 液量	使用時期	本剤の 使用回数	使用 方法	フェノブカルブを 含む農薬の 総使用回数
ピーマン	温室、ガラス室、ビニールハウス等の密閉できる場所	シキイロアザミウマ	100 mL/10 a	4 L/10 a	収穫7日前まで	3回以内	常温 煙霧	3回以内

⑤ 30.0%フェノブカルブ・45.0%フェニトロチオン乳剤

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用 時期	本剤の 使用回数	使用 方法	フェノブカルブを 含む農薬の総 使用回数
稲	ウカ類 カメシ類	300倍	25 L/10 a	収穫21日 前まで	2回以内	散布	5回以内
	イトナカイシ ニカメイチュウ第一世代 ツマグロヨコバイ	1000倍	60~150 L/10 a				
小麦	ヒメトビウカ	8倍	800 mL/10 a	収穫7日 前まで	1回	空中 散布	1回
		30倍	3 L/10 a				

⑥ 10.0%フェノブカルブ・15.0%フェニトロチオンマイクロカプセル剤

作物名	適用 病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の 使用回数	使用 方法	フェノブカルブを 含む農薬の総 使用回数
稲	ウカ類 カメシ類	12倍	3 L/10 a	収穫21日 前 まで	2回以内	空中散布	5回以内
		3倍	300 mL/10 a				
			800 mL/10 a				

⑦ 4.0%フェノブカルブ・10.0% テブフェンピラドくん煙剤

作物名	適用場所	適用病害虫 名	使用量	使用時期	本剤の 使用回数	使用 方法	フェノブカルブを 含む農薬の総 使用回数
いちご	温室・ビニールハウス等 密閉できる場所	うどんこ病 アブラムシ類 ハダニ類	くん煙室容積 400 m ³ (床面積200 m ² ×高さ2 m) 当り75 g	収穫前日 まで	2回以内	くん煙	2回以内
きゅうり なす					1回		3回以内

⑧ 4.0%フェノブカルブ・3.5% カルタップ粒剤

作物名	適用病害虫名	使用量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	フェノブカルブを含む農薬の総使用回数
稲	コメテウ イネトムシ イネトヨイムシ ツマグロヨコバイ ウンカ類	3～4 kg /10 a	収穫30日 前まで	5回以内	手、又は 散粒機で 田面に均 一に散粒 する。	5回以内
	イネズミゾウムシ コブノメカ サカメテウ スクミリンゴガイ (食害防止)	4 kg/10 a				

(2) 動物用医薬品としての使用方法

国内での使用方法

① 2%フェノブカルブ粉剤

対象動物及び使用方法		休業期間
牛(搾乳牛を除く。)、馬、豚、 めん羊・山羊(搾乳動物を除く。) 鶏	鶏又は畜体に適量散布する。	鶏又は畜体に直接 噴霧・塗布・散布す る場合 鶏：15日間 鶏以外：7日間
畜舎内外	10a 当たり 2～3 kg の割合で散 布し、マダニ、アブ、サシバエ 等を防除する。 1m ² 当たり 20～50 g の割合で散 布し、ワクモ、トリサシダニ等 を防除する。	

② 20%フェノブカルブ乳剤

対象動物及び使用方法		休業期間
牛(搾乳牛を除く。)、馬、豚、 めん羊・山羊(搾乳動物を除く。) 鶏	500～1000 倍に稀釈し、噴霧ま たは塗布する。	鶏又は畜体に直接 噴霧・塗布・散布す る場合 鶏：15日間 鶏以外：7日間
畜舎内外	水 1t に 2～5 mL の割合で使用 し、畜舎周辺のボウフラを防除 する。	

3. 作物残留試験

(1) 分析の概要

① 分析対象の化合物

- ・ フェノブカルブ

② 分析法の概要

試料からジクロロメタン等で抽出し、フロリジルカラムを用いて精製した後、ガスクロマトグラフ (NPD) で定量する。または、精製後、水酸化ナトリウムを用いて加水分解し、生成した2-*sec*-ブチルフェノールをクロロアセチル化し、ガスクロマトグラフ (ECD) で定量する。

定量限界 : 0.002~0.04 ppm

(2) 作物残留試験結果

国内で実施された作物残留試験の結果の概要については別紙1を参照。

4. 魚介類への推定残留量

本剤については水系を通じた魚介類への残留が想定されることから、農林水産省から魚介類に関する個別の残留基準の設定について要請されている。このため、本剤の水産動植物被害予測濃度^{注1)}及び生物濃縮係数 (BCF : Bioconcentration Factor) から、以下のとおり魚介類中の推定残留量を算出した。

(1) 水産動植物被害予想濃度

本剤が水田及び水田以外のいずれの場面においても使用されることから、水田 PECTier2^{注2)}及び非水田 PECTier1^{注3)}を算出したところ、水田 PECTier2 は 4.7 ppb、非水田 PECTier1 は 0.073 ppb となったことから、水田 PECTier2 の 4.7 ppb を採用した。

(2) 生物濃縮係数

本剤はオクタノール/水分配係数 ($\log_{10}Pow$) が 2.67 であり、魚類濃縮性試験が実施されていないことから、回帰式 ($\log_{10}BCF = 0.80 \times \log_{10}Pow - 0.52$) を用いて 41 と算出された。

(3) 推定残留量

(1) 及び (2) の結果から、フェノブカルブの水産動植物被害予測濃度 : 4.7 ppb、BCF : 41 とし、下記のとおり推定残留量が算出された。

$$\text{推定残留量} = 4.7 \text{ ppb} \times (41 \times 5) = 963.5 \text{ ppb} \approx 0.96 \text{ ppm}$$

注1) 農薬取締法第3条第1項第6号に基づく水産動植物の被害防止に係る農薬の登録保留基準設定における規定に準拠。

注2) 水田中や河川中での農薬の分解や土壌・底質への吸着、止水期間等を考慮して算出したもの。

注3) 既定の地表流出率、ドリフト率で河川中に流入するものとして算出したもの。

(参考：平成19年度厚生労働科学研究費補助金食品の安心・安全確保推進研究事業「食品中に残留する農薬等におけるリスク管理手法の精密化に関する研究」分担研究「魚介類への残留基準設定法」報告書)

5. 動物用医薬品の対象動物における残留試験

(1) 分析の概要

① 分析対象化合物

・フェノブカルブ

② 分析法の概要

試料からアセトニトリルで抽出し、n-ヘキサンで脱脂後、シリカゲルカラムで精製し、液体クロマトグラフ・質量分析計 (LC-MS) 又はガスクロマトグラフ・質量分析計 (GC-MS) で定量する。

または、試料からジクロロメタンで抽出し、フロリジルカラムで精製する。アルカリ性条件下で加水分解し、生成した2-sec-ブチルフェノールを無水クロロ酢酸によりクロロアセチル化を行い、ガスクロマトグラフ (ECD) で定量する。

定量限界：0.002～0.02 ppm

(2) 残留試験結果

- ① 子牛 (ホルスタイン種、去勢雄4頭/投与群) にフェノブカルブ製剤 (20%乳剤) の500倍希釈液を単回噴霧投与 (300 mL/頭) し、投与1、2、3、5及び7日後に筋肉、筋肉 (噴霧部位直下)、脂肪、肝臓、腎臓及び小腸におけるフェノブカルブの残留濃度についてLC-MSにより測定した。

表1：子牛にフェノブカルブを単回噴霧投与した後の組織中のフェノブカルブ濃度 (mg/kg)

組織	最終投与後日数				
	1	2	3	5	7
筋肉	<0.005(4)	<0.005(4)	<0.005(4)	<0.005(4)	<0.005(4)
筋肉 (噴霧部位直下)	<0.005(2), 0.007, 0.018	<0.005(4)	<0.005(3), 0.009	<0.005(4)	<0.005(4)
脂肪	0.027±0.012(4)	0.027±0.008(4)	0.022±0.008(4)	<0.005, 0.009, 0.027, 0.022	<0.005, 0.010, 0.041, 0.005
肝臓	<0.005(4)	<0.005(4)	<0.005(4)	<0.005(4)	<0.005(4)
腎臓	<0.005(4)	<0.005(4)	<0.005(4)	<0.005(4)	<0.005(4)
小腸	0.043, 0.020, 0.005, <0.005	0.007, <0.005, 0.088, 0.024	0.036±0.039(4)	<0.005(2), 0.017, 0.032	<0.005(4)

定量限界：0.005 mg/kg

数値は分析値又は平均値±標準偏差を示し、括弧内は検体数を示す。

- ② 子豚（交雑種、去勢雄4頭/投与群）にフェノブカルブ製剤（20%乳剤）の500倍希釈液を単回噴霧投与（250 mL/頭）し、投与1、2、3、5及び7日後に筋肉、筋肉（噴霧部位直下）、脂肪、肝臓、腎臓、小腸及び皮膚におけるフェノブカルブの残留濃度についてLC-MSにより測定した。

表2：子豚にフェノブカルブを単回噴霧投与した後の組織中のフェノブカルブ濃度 (mg/kg)

組織	最終投与後日数				
	1	2	3	5	7
筋肉	<0.005(4)	<0.005(4)	<0.005(4)	<0.005(4)	<0.005(4)
筋肉 (噴霧部位直下)	<0.005(4)	<0.005(4)	<0.005(4)	<0.005(4)	<0.005(4)
脂肪	0.033±0.017 (4)	<0.005, 0.054, 0.007(2)	<0.005, 0.13, 0.009, 0.037	<0.005, 0.027, 0.013, 0.015	<0.005(3), 0.017
肝臓	<0.005(4)	<0.005(4)	<0.005(4)	<0.005(4)	<0.005(4)
腎臓	<0.005(4)	<0.005(4)	<0.005(4)	<0.005(4)	<0.005(4)
小腸	<0.005(4)	<0.005(4)	<0.005(4)	<0.005(4)	<0.005(4)
皮膚	1.0±1.03(4)	0.70±0.41(4)	0.40±0.14(4)	0.43±0.23(4)	0.14± 0.093(4)

定量限界：0.005 mg/kg

数値は分析値又は平均値±標準偏差を示し、括弧内は検体数を示す。

上記の残留試験結果から、皮膚について、統計学的解析により最大許容濃度の上限を算出したところ1.4 mg/kgであった。

- ③ 馬（サラブレッド種、雄又は雌3頭/時点/投与群）にフェノブカルブ製剤（20%乳剤）の500倍希釈液を単回噴霧投与（500 mL/頭）し、投与1、2、3及び7日後に筋肉、脂肪、脂肪（噴霧部位直下）、肝臓、腎臓及び小腸におけるフェノブカルブの残留濃度について液体クロマトグラフ・タンデム型質量分析計（LC-MS/MS）により測定した。

表3：馬にフェノブカルブを単回噴霧投与した後の組織中のフェノブカルブ濃度（mg/kg）

組織	最終投与後日数			
	1	2	3	7
筋肉	<0.002 (3)	<0.002 (3)	<0.002 (3)	<0.002 (3)
脂肪	<0.002 (2), 0.007	<0.002 (3)	<0.002 (3)	<0.002 (3)
脂肪 (噴霧部位直下)	<0.002 (2), 0.016	<0.002 (3)	<0.002 (3)	<0.002 (3)
肝臓	<0.002 (3)	<0.002 (3)	<0.002 (3)	<0.002 (3)
腎臓	<0.002 (3)	<0.002 (3)	<0.002 (3)	<0.002 (3)
小腸	<0.002 (3)	<0.002 (3)	<0.002 (3)	<0.002 (3)

定量限界： 0.002 mg/kg

数値は分析値を示し、括弧内は検体数を示す。

- ④ 採卵鶏（白色レグホン種、14ヶ月齢2羽/時点/投与群）をフェノブカルブ製剤（20%乳剤）の100倍希釈液100 mLに薬浴、又はフェノブカルブ製剤（2%粉剤）10 gを鶏体に散布し、投与1、5及び10日後に深胸筋、肝臓、腎臓、皮膚及び卵におけるフェノブカルブの残留濃度についてガスクロマトグラフ（ECD）により測定した。

表4：鶏にフェノブカルブを投与した後の組織中のフェノブカルブ濃度 (mg/kg)

組織	乳剤			粉剤		
	最終投与後日数			最終投与後日数		
	1	5	10	1	5	10
深胸筋	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
肝臓	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
腎臓	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
皮膚	1.03	2.26	0.04	9.01	2.39	0.03
卵	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02

定量限界：0.02 mg/kg

数値は分析値を示す。

- ⑤ 採卵鶏（ハイラインマリア、330日齢3羽/時点/投与群）にフェノブカルブ製剤（20%乳剤）の100倍希釈液又は500倍希釈液を単回噴霧投与（100mL/羽）し、投与3、7、15、30、40、50及び60日後に脂肪、皮膚、肝臓及び心臓におけるフェノブカルブの残留濃度についてGC-MSにより測定した。

表5：鶏にフェノブカルブを単回噴霧投与した後の組織中のフェノブカルブ濃度 (mg/kg)

投与群	組織	最終投与後日数						
		3	7	15	30	40	50	60
100倍 希釈液 投与群	脂肪	0.021± 0.016(3)	0.018± 0.012(3)	0.027± 0.031(3)	<0.004, 0.014, 0.018	0.026± 0.026(3)	0.017± 0.007(3)	0.006± 0.002(3)
	皮膚	0.327± 0.077(3)	0.168± 0.109(3)	0.168± 0.089(3)	0.133± 0.025(3)	0.115± 0.058(3)	0.101± 0.065(3)	0.112± 0.079(3)
	肝臓	<0.004(3)	<0.004(3)	<0.004(3)	<0.004(3)	-	-	<0.004(3)
	心臓	<0.004(2), 0.005	<0.004, 0.005, 0.004	<0.004(2), 0.011	0.004(2), 0.006	<0.004, 0.007, 0.011	<0.004, 0.006 , 0.005	<0.004(3)
500倍 希釈液 投与群	脂肪	<0.004(3)	<0.004(2), 0.004	<0.004(2), 0.004	<0.004, 0.006, 0.004	0.004(3)	<0.004, 0.008, 0.004	<0.004(3)
	皮膚	0.018± 0.004(3)	0.023± 0.012(3)	0.011± 0.005(3)	<0.004, 0.020, 0.018	0.014± 0.001(3)	0.017± 0.008(3)	0.009± 0.004(3)
	肝臓	<0.004(3)	<0.004(3)	<0.004(3)	<0.004(3)	-	-	<0.004(3)
	心臓	<0.004(3)	<0.004(3)	<0.004(3)	<0.004, 0.004(2)	-	-	<0.004(3)

定量限界：0.004 mg/kg

数値は分析値又は平均値±標準偏差を示し、括弧内は検体数を示す。

-:分析せず

⑥ 鶏（白色レグホン、雌雄各9羽）にフェノブカルブ製剤（20%乳剤）の100倍希釈液を単回噴霧投与（100 mL/羽）し、投与15日後の脂肪、皮膚及び心臓におけるフェノブカルブの残留濃度についてGC-MSにより測定した。脂肪及び皮膚は3個体、心臓は9個体を測定した。

表6：鶏にフェノブカルブを投与した後の組織中のフェノブカルブ濃度（mg/kg）

組織	最終投与後日数
	15
脂肪	0.019±0.013 (3)
皮膚	0.729±0.098 (3)
心臓	0.014±0.006 (9)

定量限界：0.004 mg/kg

数値は分析値又は平均値±標準偏差を示し、括弧内は検体数を示す。

6. ADI の評価

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項及び第2項の規定に基づき、食品安全委員会あて意見を求めたフェノブカルブに係る食品健康影響評価において、以下のとおり評価されている。

無毒性量：4.1 mg/kg 体重/day

（動物種） ラット

（投与方法） 混餌

（試験の種類） 慢性毒性試験

（期間） 2年間

安全係数：300

ADI：0.013 mg/kg 体重/day

安全係数については、発がん性試験に供した動物種が1種類であったことによる追加の3を加えた300が適用された。

7. 諸外国における状況

JMPR 及び JECFA における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。

米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値は設定されていない。

8. 基準値案

(1) 残留の規制対象

フェノブカルブとする。

なお、食品安全委員会による食品健康影響評価においても、食品中の暴露評価対象物質としてフェノブカルブ（親化合物のみ）を設定している。

(2) 基準値案

別紙2のとおりである。

(3) 暴露評価

1日当たり摂取する農薬等の量のADIに対する比は、以下の通りである。詳細な暴露評価は別紙3参照。

	EDI/ADI (%) ^{注)}
一般（1歳以上）	23.0
幼少児（1～6歳）	46.3
妊婦	17.9
高齢者（65歳以上）	25.0

注) 各食品の平均摂取量は平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査の特別集計業務報告書による。

TMDI 試算法：基準値案×各食品の平均摂取量

EDI 試算法：作物残留試験成績の平均値×各食品の平均摂取量

(4) 本剤については、平成17年11月29日付け厚生労働省告示第499号により、食品一般の成分規格7に食品に残留する量の限度（暫定基準）が定められているが、今般、残留基準の見直しを行うことに伴い、暫定基準は削除される。

フェノブカルブ作物残留試験一覧表

農作物	試験圃場数	試験条件				最大残留量 (ppm) 注1)
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
水稲 (玄米)	1	50%乳剤	1000倍 散布 100 L/10 a	2	7, 14, 21, 28, 42	圃場A : 0.38 (2回, 14日)
	1			5	7, 14, 21, 28, 42	圃場A : 0.28
	2			5	25, 32, 39, 46, 60	圃場A : 0.24 (5回, 25日)
	2			1	25	圃場A : 0.01
	1			5	7, 14, 21	圃場A : 0.25
水稲 (玄米)	2	50%乳剤	原液空中散布 0.1 L/10 a	1	25	圃場A : <0.01 (#) 注2)
	1		8倍無人ヘリ散布 0.8 L/10 a	4	7	圃場A : 0.06 (#)
	1		8倍空中散布・0.8 L/10 a	1	25	圃場A : 0.022 (#)
	1		1000倍散布・100 L/10 a	1	25	圃場A : 0.012
水稲 (玄米)	7	3.0%粉剤	4 kg/10 a 散布	5	7, 14, 21	圃場A : 0.08
					14, 21	圃場B : 0.20 (5回, 14日)
					7, 14, 21	圃場A : 0.06
						圃場B : 0.28
						圃場C : 0.16
圃場D : 0.27						
圃場E : 0.27 (5回, 14日)						
水稲 (玄米)	2	3%微粒剤	3 kg/10 a 散布	4	23	圃場A : <0.02 (#) 注2)
	2				6	9
水稲 (玄米)	1	4%粒剤	4 kg/10 a 散布	4	8	圃場A : 0.04
	1			6	8	圃場A : 0.029 (#)
	2			4	65	圃場A : 0.010
	2				18	圃場B : 0.091
	2			6	50	圃場A : 0.037 (#)
	2				18	圃場B : 0.120 (#)
	2		5	7, 14, 21	圃場A : 0.38 (5回, 14日)	
2	5	14, 27	圃場A : 0.04 (5回, 14日) (#)			
2	5	14, 28	圃場B : 0.091 (5回, 28日) (#)			
水稲 (玄米)	3	20%乳剤	1000倍散布 150 L/10 a	1	28	圃場A : <0.02 (#)
					31	圃場B : <0.02 (#)
					34	圃場C : <0.02 (#)
	3		20倍空中散布 3 L/10 a	1	28	圃場A : <0.02 (#)
	31, 42				圃場B : <0.02 (1回, 42日) (#)	
3	34	圃場C : <0.02 (#)				
水稲 (玄米)	2	40%乳剤	800倍散布 150 L/10 a	2	21, 30, 43	圃場A : 0.32 (2回, 21日) (#)
					21, 30, 45	圃場B : 0.25 (2回, 30日) (#)
水稲 (玄米)	2	40%乳剤	1000倍散布・150 L/10 a	5	7	圃場A : 0.48
			300倍散布(ハンクル)・25 L/10 a			圃場B : 0.46
水稲 (玄米)	2	10%マイクログラフ [®] セル 剤+50%乳剤	400倍散布・120 L/10 a+	4+1	7	圃場A : 0.18 (#)
			1000倍散布・120 L/10 a			圃場B : 0.08 (#)
水稲 (玄米)	2	10%マイクログラフ [®] セル 剤+50%乳剤	3倍散布・0.8 L/10 a+	4+1	4	圃場A : 0.46
			8倍無人ヘリ散布・0.8 L/10 a			圃場B : 0.378
水稲 (玄米)	2	10%マイクログラフ [®] セル 剤+50%乳剤	3倍散布・0.8 L/10 a+	4+1	4	圃場A : <0.01
						8倍無人ヘリ散布・0.8 L/10 a

フェノブカルブ作物残留試験一覧表

農作物	試験圃場数	試験条件				最大残留量 (ppm) 注1)					
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数						
水稻 (玄米)	1	10%マイクロカプセル剤	12倍無人ヘリ散布・3 L/10 a	1	39	圃場A : <0.01					
	1		400倍散布・150 L/10 a	1	39	圃場A : <0.01 (#)					
水稻 (玄米)	1	10%マイクロカプセル剤	3倍無人ヘリ散布・0.82 L/10 a	1	22	圃場A : 0.014 (#)					
	1		375倍散布・100 L/10 a	1	22	圃場A : 0.016					
小麦 (玄麦)	2	50%乳剤	1000倍散布 120 L/10 a	1	7, 14, 21, 28	圃場A : 0.007 (1回, 7日) (#) 圃場B : 0.010 (1回, 7日) (#)					
	2	50%乳剤	8倍空中散布 0.8 L/10 a	1	6, 10, 15, 20, 35 7, 13, 18, 21, 38	圃場A : <0.005 (1回, 10日) (#) 圃場B : 0.008 (1回, 21日)					
	2	40%乳剤	原液空中散布 0.1 L/10 a	2	7, 12, 17	圃場A : 0.036 (2回, 7日) (#) 圃場B : 0.016 (2回, 7日) (#)					
	2	40%乳剤	原液空中散布 0.1 L/10 a	1	7, 12, 17	圃場A : 0.058 (1回, 7日) (#) 圃場B : 0.047 (1回, 7日) (#)					
	2	40%乳剤	原液空中散布 0.1 L/10 a	1	74	圃場A : <0.008 (#) 圃場B : <0.008 (#)					
さとうきび (茎)	2	50%乳剤	1000倍散布 200 L/10 a	4	29, 64 29, 65	圃場A : 0.010 (4回, 64日) (#) 圃場B : 0.011 (4回, 29日) (#)					
	2	3%微粒剤	3 kg/10 a (1, 2回目) 4 kg/10 a (3, 4回目)	4	29, 64 29, 65	圃場A : 0.003 (4回, 64日) (#) 圃場B : <0.002 (4回, 29日) (#)					
たまねぎ (鱗茎)	2	50%乳剤	1000倍散布 150 L/10 a	3	7	圃場A : <0.01 (#) 圃場B : <0.01 (#)					
葉たまねぎ (茎葉)	1	40%乳剤	1000倍散布・80-120 L/10 a	3	21, 28	圃場A : 0.04					
	1		1000倍散布・150 L/10 a	3	21, 28	圃場A : 0.02					
ピーマン (果実)	1	50%乳剤	1500倍 散布 300 L/10 a	1	1, 3, 7	圃場A : 0.264					
	1			2	1, 3, 7	圃場A : 0.380 (2回, 3日)					
	4		3	1, 3, 7	圃場A : 0.818						
			3	1, 4, 7	圃場B : 0.26						
	3	40%乳剤	1500倍散布 300 L/10 a	3	1, 3, 7	圃場C : 1.14 圃場D : 0.23					
			40倍常温煙霧 4 L/10 a	3	1, 3, 7	圃場A : <0.006 圃場B : 0.006 圃場C : 0.030					
	2	8%くん煙剤	50g/200m ³	3	1, 3	圃場A : 0.01 圃場B : <0.005					
2	8%くん煙剤	50g/200m ³	3	1, 3	圃場A : 0.034 (3回, 1日) (#) 圃場B : 0.076 (3回, 1日) (#)						
なす(施設) (果実)	2	40%乳剤	1500倍散布 300 L/10 a	3	1, 3, 7	圃場A : 0.170 圃場B : 0.046 圃場C : 0.007					
						2	30%乳剤	1000倍散布 200-250 L、150-200 L/10 a	2	3, 7, 14	圃場A : <0.02 (#) 圃場B : <0.02 (#)
											4
2	30%乳剤	1000倍散布 200-250 L/10 a	4	3, 7, 14	圃場A : <0.02 (#)						
なす (果実)	2	15%FD剤	500 g/10 a	3	1, 3, 7	圃場A : 0.10 (3回, 3日) (#) 圃場B : 0.31 (3回, 3日) (#)					
						2	12%くん煙剤	10 g/100 m ³	3	1, 3, 7	圃場A : 0.046 (3回, 1日) (#) 圃場B : 0.010 (3回, 1日) (#)

フェノバルブ作物残留試験一覧表

農作物	試験圃場数	試験条件				最大残留量 (ppm) 注1)
		剤型	使用量・使用方法	回数	経過日数	
なす (果実)	2	8%くん煙剤	50 g/200m ³	3	1, 3	圃場A : 0.018 (3回, 1日) (#)
						圃場B : 0.020 (3回, 1日) (#)
きゅうり (果実)	2	50%乳剤	1500倍散布 300 L/10 a	3	1, 3, 7	圃場A : 0.12
						圃場B : 0.22
	3	40%乳剤	1500倍散布 300 L/10 a	3	1, 3, 7	圃場A : 0.280
						圃場B : 0.168
2	15%FD剤	500 g/10 a	3	1, 3, 7	圃場A : 0.54 (3回, 1日) (#)	
					圃場B : 0.30 (3回, 1日) (#)	
2	8%くん煙剤	50 g/200m ³	3	1, 3	圃場A : 0.086 (3回, 1日) (#)	
					圃場B : 0.178 (3回, 1日) (#)	
すいか (果肉)	1	50%乳剤	1500倍散布 300 L/10 a	4	1, 3, 7	圃場A : 0.010 (4回, 7日) (#)
						圃場A : 0.006 (3回, 1日) (#)
	2	30%乳剤	1000倍 散布 120-200 L/10 a	2	7, 14	圃場A : <0.007 (2回, 7日) (#)
						圃場B : <0.007 (2回, 7日) (#)
	2	4%くん煙剤	75 g/400m ³	1	1, 3, 7	圃場A : <0.007 (4回, 7日) (#)
						圃場B : <0.007 (4回, 7日) (#)
2	4%くん煙剤	75 g/400m ³	1	1, 3, 7	圃場A : <0.02 (1回, 1日) (#)	
					圃場B : <0.02 (1回, 1日) (#)	
メロン (果肉)	4	50%乳剤	1500倍散布 200 L/10 a	4	1, 3, 7	圃場A : 0.08
			1500倍散布 281, 244 L/10 a			圃場B : 0.06
	2	40%乳剤	38倍常温煙霧 5 L/10 a	3	1, 3	圃場C : 0.02
			1500倍散布 200 L/10 a			圃場D : 0.03 (4回, 3日)
	2	12%くん煙剤	10 g/100 m ³	3	1, 3, 7	圃場A : 0.016 (3回, 1日) (#)
						圃場B : 0.025 (3回, 3日) (#)
2	4%くん煙剤	75 g/400 m ³	1	1, 3, 7	圃場A : 0.020 (3回, 3日)	
					圃場B : 0.018 (3回, 3日)	
いちご (果実)	1	30%乳剤	1000倍 散布 180 L/10 a	2	9, 16, 23	圃場A : 0.013 (3回, 3日) (#)
			1000倍 散布 250 L/10 a			圃場B : 0.138 (3回, 1日) (#)
			1000倍 散布 180 L/10 a			圃場A : 0.03 (2回, 9日) (#)
			1000倍 散布 250 L/10 a			圃場A : <0.04 (2回, 68日) (#)
	2	4%くん煙剤	75 g/400 m ³	1	1, 3, 7	圃場A : 0.03 (5回, 9日) (#)
						圃場A : 1.28 (5回, 7日) (#)
	2	4%くん煙剤	75 g/400 m ³	2	33, 43, 53	圃場A : <0.01 (2回, 33日) (#)
						圃場B : <0.01 (2回, 33日) (#)
2	8%くん煙剤	20 g/200 m ³	2	1, 3, 7	圃場A : 0.80 (2回, 1日) (#)	
					圃場A : 0.14	
					圃場B : 0.16	
					圃場A : 0.4	
2	8%くん煙剤	50 g/200 m ³	3	7, 14, 24	圃場B : 0.3	
					圃場A : 0.064 (5回, 29日) (#)	
					圃場B : 0.027 (5回, 30日) (#)	
					圃場A : <0.005 (3回, 7日) (#)	
温州みかん (果肉)	2	50%乳剤	500倍散布 400 L/10 a	5	29, 45	圃場A : <0.005 (3回, 7日) (#)
						圃場B : <0.005 (3回, 7日) (#)
	2	8%くん煙剤	50 g/200 m ³	3	7, 14, 24	圃場A : <0.005 (3回, 7日) (#)
圃場B : <0.005 (3回, 7日) (#)						
1	8%くん煙剤	50 g/200 m ³	5	7, 14, 24	圃場A : <0.005 (3回, 7日) (#)	

フェノブカルブ作物残留試験一覧表

農作物	試験圃場数	試験条件			最大残留量 (ppm) 注1)	
		剤型	使用量・使用方法	回数		経過日数
温州みかん (果皮)	2	50%乳剤	500倍散布 400 L/10 a	5	29, 45	圃場A : 19.0 (5回, 45日) (#)
					30, 46	圃場B : 17.0 (5回, 30日) (#)
	2	8%くん煙剤	50 g/200 m ³	3	7, 14, 24	圃場A : 1.00 (3回, 7日) (#)
					10, 17, 24	圃場B : 0.48 (3回, 24日) (#)
	1			5	7, 14, 24	圃場A : 2.74 (5回, 14日) (#)

注1) 最大残留量：当該農薬の申請の範囲内で最も多量に用い、かつ最終使用から収穫までの期間を最短とした場合の作物残留試験（いわゆる最大条件下の作物残留試験）を実施し、それぞれの試験から得られた残留量。（参考：平成10年8月7日付「残留農薬基準設定における暴露評価の精密化に関する意見具申」）

表中、最大使用条件下の作物残留試験条件に、アンダーラインを付しているが、経時的に測定されたデータがある場合において、収穫までの期間が最短の場合にのみ最大残留量が得られるとは限らないため、最大使用条件以外で最大残留量が得られた場合は、その使用回数及び経過日数について（ ）内に記載した。

注2) (#) これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。なお、適用範囲内で実施されていない作物残留試験については、適用範囲内で実施されていない条件を斜体で示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	1	1.0	○			0.48,0.46
小麦	0.3	0.3	○			0.058(#),0.047(#)
大麦		0.3				
ライ麦		0.3				
とうもろこし		0.3				
そば		0.3				
その他の穀類		0.3				
さとうきび	0.3	0.3	○			
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.3				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		5.0				
かぶ類の根		0.3				
かぶ類の葉		5.0				
西洋ワサビ		0.3				
クレソン		0.3				
はくさい		0.3				
キャベツ		0.3				
芽キャベツ		0.3				
ケール		0.3				
こまつな		0.3				
きょうな		0.3				
チンゲンサイ		0.3				
カリフラワー		0.3				
ブロッコリー		0.3				
その他のアブラナ科野菜		0.3				
ごぼう		0.3				
サルシフィー		0.3				
アーティチョーク		0.3				
チコリ		0.3				
エンダイブ		0.3				
しゅんぎく		0.3				
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)		0.3				
その他のさく科野菜		0.3				
たまねぎ	0.3	0.3	○			
ねぎ(リーキを含む。)		0.5				
にんにく		0.3				
にら		0.3				
アスパラガス		0.3				
わけぎ		0.5				
その他のゆり科野菜	0.3	0.3	○			
にんじん		0.3				
パースニップ		0.3				
パセリ		0.3				
セロリ		0.3				
みつば		0.3				
その他のせり科野菜		0.3				
トマト		1.0				
ピーマン	2	2.0	○			0.26,0.818,1.14,0.23
なす	0.5	0.5	○			0.170(\$),0.046,0.007
その他のなす科野菜		0.3				
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.7	1.5	○			0.280(\$),0.168,0.103
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.3				
しろりり		0.3				
すいか	0.3	0.3	○			
メロン類果実	0.3	0.3	○			0.08(\$),0.06,0.02,0.03

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
まくわうり		0.3				
その他のうり科野菜		0.3				
ほうれんそう		1.0				
たけのこ		0.3				
オクラ		0.3				
しょうが		0.3				
未成熟えんどう		0.3				
未成熟いんげん		0.3				
えだまめ		0.3				
マッシュルーム		0.3				
しいたけ		0.3				
その他のきのこ類		0.3				
その他の野菜		0.3				
みかん	0.3	0.3	○			0.064(#)(\$),0.027(#)
なつみかんの果実全体		7.0				
レモン		7.0				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		7.0				
グレープフルーツ		7.0				
ライム		7.0				
その他のかんきつ類果実		7.0				
りんご		0.3				
日本なし		0.3				
西洋なし		0.3				
マルメロ		0.3				
びわ		0.3				
もも		0.3				
ネクタリン		0.3				
あんず(アブリコットを含む。)		0.3				
すもも(プルーンを含む。)		0.3				
うめ		0.3				
おうとう(チェリーを含む。)		0.3				
いちご	2	2.0	○			0.80(#)(\$),0.4,0.3
ラズベリー		0.3				
ブラックベリー		0.3				
ブルーベリー		0.3				
クランベリー		0.3				
ハックルベリー		0.3				
その他のベリー類果実		0.3				
ぶどう		0.3				
かき		0.3				
バナナ		0.3				
キウイ		0.3				
パパイヤ		0.3				
アボカド		0.3				
パイナップル		0.3				
グアバ		0.3				
マンゴー		0.3				
パッションフルーツ		0.3				
なつめやし		0.3				
その他の果実		0.3				
ひまわりの種子		0.3				
ごまの種子		0.3				
べにばなの種子		0.3				

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
綿実		0.3				
なたね		0.3				
その他のオイルシード		0.3				
ぎんなん		0.3				
くり		0.3				
ペカン		0.3				
アーモンド		0.3				
くるみ		0.3				
その他のナッツ類		0.3				
茶		0.5				
カカオ豆		0.02				
その他のスパイス	25	7	○			19.0(#),17.0(#)(みかん果皮)
その他のハーブ		0.3				
牛の筋肉	0.01	0.02	○			<0.005(n=4)
豚の筋肉	0.01	0.02	○			<0.005(n=4)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.02	○			(牛の筋肉参照)
牛の脂肪	0.3	0.02	○			0.015±0.017(n=4)*
豚の脂肪	0.07	0.02	○			0.008±0.006(n=4)*
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.3	0.02	○			(牛の脂肪参照)
牛の肝臓	0.01	0.02	○			<0.005(n=4)
豚の肝臓	0.01	0.02	○			<0.005(n=4)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	0.02	○			(牛の肝臓参照)
牛の腎臓	0.01	0.02	○			<0.005(n=4)
豚の腎臓	0.01	0.02	○			<0.005(n=4)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	0.02	○			(牛の腎臓参照)
牛の食用部分	0.01	0.02	○			<0.005(n=4)
豚の食用部分	1	0.02	○			最大許容濃度:1.4 0.14±0.093(豚の皮膚)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01	0.02	○			(牛の食用部分参照)
乳		0.02	○			
鶏の筋肉	0.01	0.02	○			(鶏の肝臓参照)
鶏の脂肪	0.09	0.02	○			0.017±0.008(n=3)(鶏の皮膚)(投 与後50日)*
鶏の肝臓	0.01	0.02	○			<0.004(n=3)(鶏の肝臓)
鶏の腎臓	0.01	0.02	○			(鶏の肝臓参照)
鶏の食用部分	0.01	0.02	○			<0.004(n=3)(鶏の心臓)
鶏の卵	0.02	0.02	○			<0.02
魚介類	1		申			推:0.96

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

申請(国内における登録、承認等の申請、インポート/トランス申請)以外の理由により本基準(暫定基準以外の基準)を見直す基準値案については、太枠線で囲んで示した。

「登録有無」の欄に「申」の記載があるものは、農薬の登録申請等の基準値設定依頼がなされたものであることを示している。

(#)これらの作物残留試験は、申請の範囲内で試験が行われていない。

(\$)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

「作物残留試験」欄に「推」の記載のあるものは、推定残留量であることを示している。

*記載の平均値及びSDは対数変換の処理前のもの。基準値は当該各データを対数変換して平均値+3SDの値を求め、その値を逆対数変換して算出した。

フェノブカルブ推定摂取量 (単位: $\mu\text{g}/\text{人}/\text{day}$)

食品名	基準値案 (ppm)	暴露評価に用いた数値 (ppm)	一般 (1歳以上) TMDI	一般 (1歳以上) EDI	幼小児 (1~6歳) TMDI	幼小児 (1~6歳) EDI	妊婦 TMDI	妊婦 EDI	高齢者 (65歳以上) TMDI	高齢者 (65歳以上) EDI
米 (玄米をいう。)	1	0.47	164.2	77.2	85.7	40.3	105.3	49.5	180.2	84.7
小麦	0.3	0.05	17.9	3.2	13.3	2.3	20.7	3.7	15.0	2.6
さとうきび	0.3	● 0.30	29.5	29.5	25.1	25.1	37.2	37.2	30.1	30.1
たまねぎ	0.3	● 0.30	9.4	9.4	6.8	6.8	10.6	10.6	8.3	8.3
その他のゆり科野菜	0.3	● 0.30	0.2	0.2	0.0	0.0	0.1	0.1	0.4	0.4
ピーマン	2	0.61	9.6	2.9	4.4	1.3	15.2	4.7	9.8	3.0
なす	0.5	0.07	6.0	0.9	1.1	0.2	5.0	0.7	8.6	1.3
きゅうり (ガーキンを含む。)	0.7	0.18	14.5	3.8	6.7	1.8	9.9	2.6	17.9	4.7
すいか	0.3	● 0.30	2.3	2.3	1.7	1.7	4.3	4.3	3.4	3.4
メロン類果実	0.3	0.05	1.1	0.2	0.8	0.1	1.3	0.2	1.3	0.2
みかん	0.3	0.05	5.3	0.8	4.9	0.8	0.2	0.0	7.9	1.2
いちご	2	0.50	10.8	2.7	15.6	3.9	10.4	2.6	11.8	3.0
その他のスパイス	25	18.00	2.5	1.8	2.5	1.8	2.5	1.8	5.0	3.6
牛の筋肉及び脂肪	0.3	0.02	4.6	0.2	2.9	0.1	6.3	0.3	3.0	0.1
牛の肝臓	0.01	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
牛の腎臓	0.01	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
牛の食用部分	0.01	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
豚の筋肉及び脂肪	0.07	0.01	2.9	0.3	2.3	0.3	3.0	0.3	2.1	0.2
豚の肝臓	0.01	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
豚の腎臓	0.01	0.01	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
豚の食用部分	1	0.14	0.6	0.1	0.3	0.0	0.1	0.0	0.4	0.1
その他の陸棲哺乳類の筋肉及び脂肪	0.3	● 0.3	0.1	0.1	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1
その他の陸棲哺乳類の肝臓	0.01									
その他の陸棲哺乳類の腎臓	0.01									
その他の陸棲哺乳類の食用部分	0.01									
鶏の筋肉及び脂肪	0.09	0.017	1.7	0.3	1.2	0.2	1.8	0.3	1.3	0.2
鶏の肝臓	0.01	0.004	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
鶏の腎臓	0.01	0.004	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
鶏の食用部分	0.01	0.004	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
鶏の卵	0.02	0.02	0.8	0.8	0.7	0.7	1.0	1.0	0.8	0.8
計			377.1	164.5	215.6	99.2	288.3	136.0	422.0	182.3
ADI比 (%)			52.6	23.0	100.5	46.3	37.9	17.9	57.9	25.0

TMDI: 理論最大1日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)

EDI: 推定1日摂取量 (Estimated Daily Intake)

●: 個別の作物残留試験がないことから、暴露評価を行うにあたり基準値 (案) の数値を用いた。

牛、豚及び鶏の筋肉及び脂肪については、筋肉及び脂肪の摂取量に、TMDI試算では筋肉及び脂肪のうち高い方の基準値 (案) を乗じ、EDI試算では高い方の平均的残留濃度を乗じて試算した。

「魚介類」については、摂取する魚介類を内水面 (湖や河川) 魚介類、海産魚介類及び遠洋魚介類に分け、それぞれ海産魚介類での推定残留量を内水面魚介類の1/5、遠洋魚介類での推定残留量を0として算出した係数 (0.31) を推定残留量に乗じた値を用いてEDI試算した。

(参考)

これまでの経緯

昭和43年	9月12日	初回農薬登録
平成17年	11月29日	残留農薬基準告示
平成22年	9月24日	農林水産省から厚生労働省へ魚介類の残留基準値の設定依頼
平成24年	5月16日	厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
平成25年	9月9日	食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに食品健康影響評価について通知
平成28年	3月1日	薬事・食品衛生審議会へ諮問
平成28年	3月4日	薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

● 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

[委員]

石井 里枝	埼玉県衛生研究所水・食品担当部長
○大野 泰雄	公益財団法人木原記念横浜生命科学振興財団理事長
尾崎 博	東京大学大学院農学生命科学研究科獣医薬理学教室教授
斉藤 貢一	星薬科大学薬品分析化学教室教授
佐々木 一昭	東京農工大学大学院農学研究院動物生命科学部門准教授
佐藤 清	一般財団法人残留農薬研究所技術顧問
佐野 元彦	東京海洋大学海洋生物資源学部門教授
永山 敏廣	明治薬科大学薬学部薬学教育研究センター基礎薬学部門教授
根本 了	国立医薬品食品衛生研究所食品部第一室長
二村 睦子	日本生活協同組合連合会組織推進本部組合員活動部部长
宮井 俊一	一般社団法人日本植物防疫協会技術顧問
由田 克士	大阪市立大学大学院生活科学研究科公衆栄養学教授
吉成 浩一	静岡県立大学薬学部衛生分子毒性学分野教授
鰐淵 英機	大阪市立大学大学院医学研究科分子病理学教授

(○：部会長)

答申

フェノブカルブ

食品名	残留基準値
	ppm
米(玄米をいう。)	1
小麦	0.3
さとうきび	0.3
たまねぎ	0.3
その他のゆり科野菜 ^{注1)}	0.3
ピーマン	2
なす	0.5
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.7
すいか	0.3
メロン類果実	0.3
みかん	0.3
いちご	2
その他のスパイス ^{注2)}	25
牛の筋肉	0.01
豚の筋肉	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注3)} の筋肉	0.01
牛の脂肪	0.3
豚の脂肪	0.07
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.3
牛の肝臓	0.01
豚の肝臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01
牛の腎臓	0.01
豚の腎臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01
牛の食用部分 ^{注4)}	0.01
豚の食用部分	1
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01
鶏の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.09
鶏の肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.01
鶏の卵	0.02
魚介類	1

注1)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。

注2)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

注3)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注4)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。